

令和7年3月11日

担当課名	土木部建設企画課
内線番号	3027
直通番号	095-894-3027
担当者名	太田尾 ・ 池 田

不正行為を起こした有資格業者の指名停止について(通知)

標記について、下記のとおり指名停止を行うこととしたのでお知らせします。

記

1. 指名停止となった有資格業者

- ①名 称 パナソニック環境エンジニアリング 株式会社
許可番号 大臣許可 第010668号
所 在 地 大阪府吹田市垂水町3-28-33
- ②名 称 パナソニックEWエンジニアリング 株式会社
許可番号 大臣許可 第014280号
所 在 地 大阪府大阪市中央区城見2-1-61
- ③名 称 パナソニック産機システムズ 株式会社
許可番号 大臣許可 第023300号
所 在 地 東京都墨田区押上1-1-2

2. 指名停止の期間

令和7年3月12日から令和7年5月11日まで(2か月)

3. 指名停止の理由

パナソニック環境エンジニアリング(株)、パナソニックEWエンジニアリング(株)及びパナソニック産機システムズ(株)は、資格要件を満たさない者を工事現場の主任技術者等として配置していたことが、建設業法第28条第1項第2号に該当するとして、国土交通省近畿地方整備局又は国土交通省関東地方整備局から監督処分(営業停止)を受けたことによる措置。

長崎県が発注する工事等の契約に係る入札参加資格者の指名停止の措置要領第2条「別表第2第8号(建設業法違反行為)」該当